

東郷町監査公表第14号

地方自治法第242条第1項の規定により住民監査請求に基づく監査を実施したので、同条第4項の規定により監査結果を次のとおり公表する。

令和2年1月20日

東郷町代表監査委員 野口正勝

東郷町監査委員 加藤啓二

第1 監査請求の概要

1 請求人

氏名 (略)

住所 (略)

2 請求書の收受日

令和元年11月27日

3 請求の概要

(1) 当該行為を不当とする理由と根拠（原文のまま記載）

廃止した諸輪保育園舎は、平成30年7月末まで取り壊し農地に復旧後地主に返却するため、平成30年度予算に取り壊し事業費として、29,268,000円予算措置された。にもかかわらず、町は老人福祉施設を建設する意向を示し、老人クラブ連合会検討委員会を設置しアンケート調査を行うなどして、諮問するとし取り壊しを中止した。

当該用地は、進入口が急斜面のうえ狭いため大型バスの進入が困難であり、また、高齢者の人気スポーツであるグラウンドゴルフの50mコースの2本を敷地面積が狭く取れないことや、老人福祉施設に必要な風呂等の温浴施設の設置が不可の規制区域内である。

さらに、園舎は老朽化が激しいうえ、建築仕様を始めトイレなど設備は全て幼児用であり、大人が使用するのは困難で転用は不可能であることなどは、以前から関係者は周知のことであった。

出来ないことを出来るがごとくの情報操作で、空き家になっていた園舎敷地の賃借料を、1年8か月にわたり払い続けることは究極の税金の無駄遣いである。しかも、継続的な賃料の支払いは経常経費を予算計上して、議会の議決を要するにもかかわらず、十分な説明をしないまま漠然と支払ってきたのは、執行側の議決権侵害で手続き上に瑕疵があり、町民に多大な損害を与えるこの支払い行為は不当である。

(2) 当該行為等に関して講ずべき必要な措置

決裁権限者に土地賃借料の支払い相当額5,419,135円を弁済させる。
(内訳) 平成30年度8月から平成31年3月までの8か月分2,167,654円

【3,251,481円×8/12=2,167,654円】

令和元年度分の3,251,481円

(3) 事実を証する書面(添付省略)

- ① 公益社団法人 日本グラウンド・ゴルフ協会認定コース規程
- ② 平成30年度東郷町一般会計予算 保育園管理事業(抜粋)
- ③ 平成30年度東郷町一般会計補正予算第8号 保育園費工事請負費(抜粋)
- ④ 平成31年度東郷町一般会計予算 財産管理事業(抜粋)

第2 請求の要件審査

本請求は、令和元年12月4日、要件審査を行った。

請求人は、請求書に記載された場所に住所を有していることを確認した。また本請求は財務会計行為に係るもので請求人の理由・根拠は、監査の適格性があり、地方自治法第242条で定める所定の要件を満たしているものと認め、同日受理することを決定した。

第3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づく新たな証拠の提出及び陳述については、請求人の意思により実施されなかった。

2 監査対象事項

本請求の趣旨等を勘案し、廃止した旧諸輪保育園の土地賃借の支払いに伴う事業の執行状況等及び事務事業の適法性や不当性、損害の発生等について監査するとともに財務等に関する事務が適正に執行されているかどうか主眼として監査を実施した。

3 監査実施日

令和元年12月25日

4 監査対象部局

会計管理者、福祉部高齢者支援課、こども健康部こども保育課、総務部総務財政課

5 監査の方法

廃止した旧諸輪保育園の土地賃借料の支払いに係る関係書類及び証書類、事務手続等の審査、確認を行うとともに地方自治法第199条第8項の規定に基づき監査対象部局の関係職員から事情聴取等を行った。

第4 事実関係の確認

監査対象事項について、監査対象部局からの事情聴取及び関係書類調査より確認した事実事項は、次のとおりである。

(時系列表)

日付	出来事(要旨)
平成30年5月22日	新町長が就任される。
平成30年6月15日、18日、19日	町長は、議会定例会において新たな高齢者福祉施設として旧諸輪保育園の活用の考えを示す。
平成30年12月26日	町は、旧諸輪保育園の高齢者福祉施設への改修案を老人クラブ連合会に提示
平成31年1月7日	老人クラブ連合会が旧諸輪保育園の活用の検討
平成31年1月31日	こども課から「財産の所属替えについて(協議)」を受け、総務財政課へ普通財産の所管替
平成31年2月26日	町は、議会定例会において、旧諸輪保育園の施設の活用について検討するため、取壊工事を取り止めたと説明
平成31年3月4日	町は、議会定例会において、老人クラブ連合会へ旧諸輪保育園跡地の改修案を示したと説明
平成31年3月12日	第1回東郷町議会定例会予算特別委員会 ・平成31年度愛知県愛知郡東郷町一般会計予算書及び予算説明書に記載してある旧諸輪保育園を普通財産として管理するため借地料を計上している旨を説明 ・借地料に対する議員からの質問あり ・出席議員全員賛成で予算可決
平成31年3月22日	平成31年度当初予算議決 (平成30年度補正予算旧諸輪保育園取壊減額附帯決議)

平成31年4月1日	土地賃貸借期間1年間延長の決裁を行う。
平成31年4月8日	老人クラブ連合会が旧諸輪保育園の活用の検討
平成31年4月12日	土地所有者への賃借料請求依頼、請求書受理
平成31年4月25日、 26日	土地所有者へ振込により支払
令和元年5月7日	老人クラブ連合会が旧諸輪保育園の活用の検討
令和元年6月3日	同上
令和元年6月26日	同上
令和元年7月10日	同上
令和元年8月29日	同上
令和元年9月2日	老人クラブ連合会から要望書の提出があり。 (検討した結果、旧諸輪保育園の活用は不適當である。 シニアハウスの充実、将来的に恒久的な老人福祉施設の建設を新たに望む)
令和元年9月5日	町は、議会定例会において、旧諸輪保育園の借地料について、平成30年度と平成31年度に支出していると説明
令和元年9月26日	町は、議会定例会において、旧諸輪保育園の跡地等利用(解体・返却を含む)に係る補正予算案可決
令和元年10月23日	旧諸輪保育園の解体工事契約(総務財政課) (工期:令和元年10月24日~令和2年3月31日)
令和2年3月31日	土地賃貸借契約及び土地賃貸借料支払終了(予定)

なお、町が旧諸輪保育園で行う保育事業は、公共事業としての根拠からその土地の使用を契約したものであり、東郷町と土地所有者との間で契約した土地賃貸借契約には違法性が認められない。

現在の土地賃貸借契約書は、契約相手方が異なるため、2件存在し、それぞれ平成14年4月1日及び平成27年4月1日から契約締結されたものである。契約相手方から異議申し出がないときは、引き続き契約期間を更に1年間延長するという契約は、双方の合意のもと締結された契約であり有効であると判断する。

第5 監査の結果

前記事実関係の確認及び監査対象部局の説明等に基づいて、次のとおり判断した。

1 主文

監査をした結果、本請求については、下記のとおり理由がないものとし、これを棄却する。

2 棄却の理由

住民監査請求の対象となる財産の管理とは、公有財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財産管理行為とされ（最高裁判所平成2年4月12日判決）、地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求の対象とされる、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理、処分、契約の締結、履行、債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当な公金の賦課、徴収、財産の管理を怠る事実があると認める行為に限られている。

この「違法若しくは不当に財産の管理を怠る」とは、誠実な管理執行義務（地方自治法第138条の2）等に反するような、ずさんな管理を指すものと考えられ、長期に渡り漫然とこれを放置する場合は、違法又は不当に財産管理を怠ることである。

また、普通地方公共団体が行う当該公金の支出等の財務会計行為については、地方自治法に基づき、議会の議決という手続的要件を必要としている限り、その適否の判断については、住民による直接の選挙を通じて選出された議員により構成される地方公共団体の議決機関である議会の裁量権に基本的に委ねられているものであり、政策に基づく各種施策の判断は長に委ねられているところである。

これを本件監査請求について見ると、平成30年度当初予算に計上した園舎取壊し費用について、平成30年5月に新町長が就任し、取り壊すのではなく利活用を検討する必要があるとの方針を示したため、平成30年度内において予算の全額を減額補正することとし、平成31年第1回定例会の議案第17号「平成30年度一般会計補正予算（第8号）」において、付託された文教民生委員会では旧諸輪保育園取壊し費用の減額にあたり、慎重なる審議がされた。

また平成31年3月22日の本会議最終日での採決にあたっては、本件に対する第1号附帯決議が賛成多数により付されたものである。

その附帯決議の内容は、

- ① 旧諸輪保育園は昭和57年開園で築37年と経過年数も比較的少なく、壊さずに利活用する判断は適切である。立地場所も文教地区にあり、総合的な観点で活用を図るよう努めること。
- ② 既に、利活用計画は存在し、それに基づいて改修計画は進められると考えるが、今後も地元の要望など、出来る限り広く町民の声を聞いて計画に反映するように努めること。

というものであった。

これは旧諸輪保育園の取壊しを中止し、活用することに賛成され、どのように活用するかは今後住民の要望やご意見を取り入れることと、執行に際し条件が附されたものと解釈できる。

町は、前記時系列表のとおり町長の交代に伴い、本町の財政状況を考慮し、新たな高齢者福祉施設として旧諸輪保育園の建物の存続・活用について地元老人クラブ連合会と今後の意思確認、使用内容を議論するための検討会の実施やアンケート調査等を行い、度重なる協議を重ねた結果、取壊しとなったものである。

したがって、住民の要望や意見を取り入れるために行われた検討に費やした一定期間は必要不可欠な期間で、地元と今後の利用について相互に努力していることが十分伺える。

よって、長期に渡り放置していたものではなく、社会通念上合理的範囲内であり、そこに違法性又は不当性があったとは言えない。

平成31年度土地賃借料の支払い期間について、監査請求書に記載のある「当該行為を不当とする理由と根拠」に記載されているように「十分な説明をしないまま漫然と支払った」状況になく、議会で慎重なる審議した末の議決であったことは明らかである。

そもそも住民監査請求とは、既に議会において議決承認されている事項について、監査委員として適否を判断するものではない。具体的な財務会計行為の違法性・不当性について監査を行うものである。請求人の主張内容は、町の行政政策そのものであり、町の政策に関する事項は、監査の対象とはならない。

以上のとおり地方自治法第242条に規定する違法若しくは不当な点及び損害はなく、財産を管理怠る事実は認められないため、請求人の主張には理由はないものと判断し、これを棄却する。